

条 例

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和元年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第八号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十九条の二第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第十九条の四第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

第二十一条第六項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削る。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第二条 職員の旅費に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第十六条第二号から第五号まで若しくは」を「第十六条各号又は」に改める。

(学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第三条 学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第四項中「、若しくは失職し」を削る。

第十二条の三第二号中「(同法第十六条第一号に該当して失職した学校職員を除く。)」を削る。

第十二条の五第一項中「、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し」を削り、同条第二項第一号中「、若しくは失職し」を削る。

(職員の退職手当に関する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)」を削る。

- 一 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)第十五条第一項第二号
- 二 埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)第十七条第二項第二号
- 三 埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)第二十一条第二項第二号
- 四 埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)第十九条第二項第二号

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。